鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５５号

鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
第１節　基本方針（第５条）
第２節　人員に関する基準（第６条―第８条）
第３節　設備に関する基準（第９条）
第４節　運営に関する基準（第１０条―第４４条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第４５条―第４９条）
第３章　療養介護
第１節　基本方針（第５０条）
第２節　人員に関する基準（第５１条・第５２条）
第３節　設備に関する基準（第５３条）
第４節　運営に関する基準（第５４条―第７８条）

第４章　生活介護
　第１節　基本方針（第７９条）
　第２節　人員に関する基準（第８０条―第８２条）
　第３節　設備に関する基準（第８３条）
　第４節　運営に関する基準（第８４条―第９５条）
　第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第９６条―第９８条）
第５章　短期入所
　第１節　基本方針（第９９条）
　第２節　人員に関する基準（第１００条・第１０１条）
　第３節　設備に関する基準（第１０２条）
　第４節　運営に関する基準（第１０３条―第１１０条）
　第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１１１条・第１１２条）
第６章　重度障害者等包括支援
　第１節　基本方針（第１１３条）
　第２節　人員に関する基準（第１１４条・第１１５条）
　第３節　設備に関する基準（第１１６条）
　第４節　運営に関する基準（第１１７条―第１２３条）
第７章　自立訓練（機能訓練）
　第１節　基本方針（第１２４条）
　第２節　人員に関する基準（第１２５条・第１２６条）
　第３節　設備に関する基準（第１２７条）
　第４節　運営に関する基準（第１２８条―第１３１条）
　第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１３２条―第１３４条）
第８章　自立訓練（生活訓練）
　第１節　基本方針（第１３５条）
　第２節　人員に関する基準（第１３６条・第１３７条）

第３節　設備に関する基準（第１３８条）
第４節　運営に関する基準（第１３９条―第１４３条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１４４条―第１４６条）
第９章　就労移行支援
第１節　基本方針（第１４７条）
第２節　人員に関する基準（第１４８条―第１５０条）
第３節　設備に関する基準（第１５１条・第１５２条）
第４節　運営に関する基準（第１５３条―第１５７条）
第１０章　就労継続支援Ａ型
第１節　基本方針（第１５８条）
第２節　人員に関する基準（第１５９条・第１６０条）
第３節　設備に関する基準（第１６１条）
第４節　運営に関する基準（第１６２条―第１７１条）
第１１章　就労継続支援Ｂ型
第１節　基本方針（第１７２条）
第２節　人員に関する基準（第１７３条）
第３節　設備に関する基準（第１７４条）
第４節　運営に関する基準（第１７５条・第１７６条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１７７条―第１８０条）
第１２章　共同生活援助
第１節　基本方針（第１８１条）
第２節　人員に関する基準（第１８２条・第１８３条）
第３節　設備に関する基準（第１８４条）
第４節　運営に関する基準（第１８５条―第１９７条）
第５節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針（第１９８条・第１９９条）
第２款　人員に関する基準（第２００条・第２０１条）
第３款　設備に関する基準（第２０２条）
第４款　運営に関する基準（第２０３条―第２０８条）
第１３章　多機能型に関する特例（第２０９条・第２１０条）
第１４章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第２１１条―第２１５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３０条第１項第２号イ並びに第４３条第１項及び第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービス及び基準該当指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法第３６条第３項第１号の規定に基づく指定障害福祉サービスの指定に必要な申請者の資格を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

⑵　指定障害福祉サービス等費用基準額　指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

⑶　利用者負担額　指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第４２条の２によって読み替えられた法第５８条第３項第１号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

⑷　法定代理受領　法第２９条第４項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第５項の規定により支給決定障害者（法第１９条第１項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

⑸　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

⑹　多機能型　第７９条に規定する指定生活介護の事業、第１２４条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第１３５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第１４７条に規定する指定就労移行支援の事業、第１５８条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第１７２条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第５５条に規定す

る指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準第７２条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

２　前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第３条　指定障害福祉サービス事業者（第３章、第４章及び第７章から第１２章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

２　指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

３　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第１５条の規定に従い、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の要件）

第４条　法第３６条第３項第１号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

⑴　指定障害福祉サービス事業者の代表者若しくは役員等又は指定障害福祉サービス事業所の管理者が、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員であるもの

⑵　指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第６条に定める者の支配を受けているもの

第２章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第１節　基本方針

第５条　居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

２　重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

３　同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

４　行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避

するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第６条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第１９８条及び第２０６条第２項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「基準省令」という。）第５条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第４節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２．５以上とする。

２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の事業の規模は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、同項の事業の規模は推定数とする。

（管理者）

第７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第８条　前２条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第９条　指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第１０条　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第３２条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第１１条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

２　前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

３　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

４　前３項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第１２条　指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第１３条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１４条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第１５条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を

確かめるものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第１６条　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第１８条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１９条　指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第２０条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護

の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第２１条　指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

２　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第１項から第３項までに掲げる支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第２２条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

４　指定居宅介護事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

５　指定居宅介護事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第２３条　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項（法第３１条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第２４条　指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、第２２条第２項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第２５条　指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その結果を利用者及びその家族に周知しなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、前項に掲げるもののほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第２６条　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

⑵　指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

⑶　指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

⑷　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（居宅介護計画の作成）

第２７条　サービス提供責任者（第６条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

２　サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

３　サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実

施状況の把握を行うとともに、少なくとも６月に１回以上点検し、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第２８条　指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第２９条　従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

第３０条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第３１条　指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者は、第２７条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

（運営規程）

第３２条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第３６条において「運営規程」という。）

を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

⑼　その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第３３条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第３４条　指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第３５条　指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第３６条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第３７条　指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第３８条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第３９条　指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第４０条　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第１１条第２項の規定により市長が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第４８条第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村

長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　指定居宅介護事業者は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告しなければならない。

７　指定居宅介護事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第４１条　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第４２条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第４３条　指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に定めるところにより保存しておかなければならない。

⑴　決算書類　３０年間

⑵　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　１０年間

⑶　前２号に掲げる書類以外の記録　５年間

２　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から５年間保存しなければならない。

（準用）

第４４条　第１０条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第４４条第１項において準用する第３２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４４条第１項において準用する次条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第４４条第１項において準用する第２２条第２項」と、第２６条第１号中「次条第１項」とあるのは「第４４条第１項において準用する次条第１項」と、第２７条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第８条において準用する第６条第２項」と、第３１条第３項中「第２７条」とあるのは「第４４条第１項において準用する第２７条」と、第３２条中「第３６条」とあるのは「第４４条第１項において準用する第３６条」と、第３３条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

２　第１０条から第３２条まで及び第３４条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第４４条第２項において準用する第３２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４４条第２項において準用する次条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第４４条第２項において準用する第２２条第２項」と、第２６条第１号中「次条第１項」とあるのは「第４４条第２項において準用する次条第１項」と、第２７条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第８条において準用する第６条第２項」と、第３１条第３項中「第２７条」とあるのは「第４４条第２項において準用する第２７条」と、第３２条中「第３６条」とあるのは「第４４条第２項において準用する第３６条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者の員数）

第４５条　居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該

当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第４４条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、３人以上とする。

２　離島その他の地域であって基準省令第４４条第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、１人以上とする。

３　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第４６条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（設備及び備品等）

第４７条　基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第４８条　基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

⑴　当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難である

と市が認めるものに住所を有する場合

⑵　当該居宅介護が第４５条第３項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

⑶　当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね２分の１を超えない場合

２　基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第１項において準用する第２７条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営に関する基準）

第４９条　第５条第１項及び前節（第２２条第１項、第２３条、第２４条第１項、第２８条、第３３条及び第４４条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第４９条第１項において準用する第３２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４９条第１項において準用する次条第２項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第４９条第１項において準用する第２２条第２項」と、第２６条第１号中「次条第１項」とあるのは「第４９条第１項において準用する次条第１項」と、第２７条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第４５条第３項」と、第３１条第３項中「第２７条」とあるのは「第４９条第１項において準用する第２７条」と、第３２条中「第３６条」とあるのは「第４９条第１項において準用する第３６条」と読み替えるものとする。

２　第５条第２項から第４項まで、前節（第２２条第１項、第２３条、第２４条第１項、第２８条、第３３条及び第４４条を除く。）及び第４５条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業につ

いて準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第４９条第２項において準用する第３２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４９条第２項において準用する次条第２項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第４９条第２項において準用する第２２条第２項」と、第２６条第１号中「次条第１項」とあるのは「第４９条第２項において準用する次条第１項」と、第２７条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第４９条第２項において準用する第４５条第３項」と、第３１条第１項中「第２７条」とあるのは「第４９条第２項において準用する第２７条」と、第３２条中「第３６条」とあるのは「第４９条第２項において準用する第３６条」と、第４８条第１項第２号中「第４５条第３項」とあるのは「第４９条第２項において準用する第４５条第３項」と、同条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４９条第２項」と読み替えるものとする。

第３章　療養介護

第１節　基本方針

第５０条　療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「規則」という。）第２条の２に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第５１条　指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６５条第４項第１号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

⑵　看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）　指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上

⑶　生活支援員　指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を４で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を２で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

⑷　サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第５０条第１項第４号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が６０以下　１以上

イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

４　第１項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第１号及び第２号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

５　第１項第３号の生活支援員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

６　第１項第４号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならな

い。

７　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４２条第２号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第５３条第３項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第２４条の２第１項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第５３条第３項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、同法第２４条の１２第１項の規定に基づき県が条例で定める基準のうち指定医療型障害児入所施設の従業者に関するものを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

８　指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の設置者である場合であって、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第１項から第６項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第５２条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第５３条　指定療養介護事業所は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

２　前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

３　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法第２４条の１２第２項の規定に基づき県が条例で定める基準のうち指定医療型障害児入所施設の設備に関するものを満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第５４条　指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

２　指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

３　前２項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

第５５条　指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定療養介護の提供の都度記録しなければならない。

２　指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第５６条　指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及

び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

３　指定療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　日用品費

⑵　前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

４　指定療養介護事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

５　指定療養介護事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第５７条　指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス

事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第５８条　指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

２　指定療養介護事業者は、第５６条第２項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第５９条　指定療養介護事業者は、次条第１項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

３　指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その結果を利用者及びその家族に周知しなければならない。

４　指定療養介護事業者は、前項に掲げるもののほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第６０条　指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

４　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

５　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

６　サービス管理責任者は、第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

７　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

８　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に利用者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

１０　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第６１条　サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

⑶　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第６２条　指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第６３条　指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第６４条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に

応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

３　指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

４　指定療養介護事業者は、前３項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

５　指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第６５条　指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

２　指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第６６条　従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第６７条　指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介

護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第６８条　指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第６９条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第７４条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　利用定員

⑷　指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑸　サービス利用に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

⑽　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第７０条　指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に

直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第７１条　指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第７２条　指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

２　指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画を利用者及びその家族に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第７３条　指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第７４条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第７５条　指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第７６条　指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第７７条　指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に定めるところにより保存しておかなければならない。

⑴　決算書類　３０年間

⑵　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　１０年間

⑶　前２号に掲げる書類以外の記録　５年間

２　指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。

⑴　第６０条第１項に規定する療養介護計画

⑵　第５５条第１項に規定するサービスの提供の記録

⑶　第６７条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　第７５条第２項に規定する身体的拘束等の記録

⑸　次条において準用する第４０条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第７８条　第１０条、第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第３７条、第３８条第１項及び第３９条から第４１条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第６９条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第５６条第１項」と読み替えるものとする。

第４章　生活介護

第１節　基本方針

第７９条　生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第２条の４に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第８０条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第７章、第８章及び第１４章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分（基準省令第７８条第１項第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(ｱ)　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上

(ｲ)　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上

(ｳ)　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上

イ　看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上とする。

ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ　生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上とする。

(3)　サービス管理責任者　指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が６０以下　１以上

イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3　第１項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4　第１項第２号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5　第１項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

6　第１項第２号の生活支援員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

7　第１項第３号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならな

い。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第８１条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

２　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第８２条　第５２条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第８３条　指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

３　第１項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

４　第１項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第４節　運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第８４条　指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　創作的活動に係る材料費

⑶　日用品費

⑷　前３号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号に掲げる費用については、基準省令第８２条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定生活介護事業者は、第１項から第３項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

６　指定生活介護事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（介護）

第８５条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

３　指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

４　指定生活介護事業者は、前３項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

５　指定生活介護事業者は、常時１人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

６　指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第８６条　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

２　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

３　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

４　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵（じん）設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第８７条　指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第８８条　指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

２　指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

３　前項の場合において、指定生活介護事業者は、食事の材料に県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めるものとする。

４　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

５　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第８９条　指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第９０条　指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（運営規程）

第９１条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第９４条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　利用定員

⑸　指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

⑾　虐待の防止のための措置に関する事項

⑿　その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第９２条　指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

２　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第９３条　指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

（掲示）

第９４条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（準用）

第９５条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで及び第７５条から第７７条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第８４条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第８４条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第９５条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第９５条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第９５条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第９５条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第９５条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第９５条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第９６条　生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第２１１条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定通所介護事業者（鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２９年鳥取市条例第５１号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第９９条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年鳥取市条例第４５号。以下「指定地域密着型基準条例」という。）第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定居宅サービス等基準条例第９８条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

⑵　指定居宅サービス等基準条例第９９条第１項に規定する指定通所介護事業所又は指定地域密着型基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第１０１条第２項第１号又は指定地域密着型基準条例第６０条の５第２項第１号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

⑶　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑷　基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第９７条　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域

密着型基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型基準条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型基準条例第８２条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型基準条例第１９１条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型基準条例第８３条第１項又は第１９２条第１項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定地域密着型基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型基準条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型基準条例第８３条第１項又は第１９２条第１項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援（同号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当通所支援」という。）のうち同法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援に係るものをいう。以下同じ。）若しくは基準該当放課後等デイサービス（基準該当通所支援のうち同条第４項に規定する放課後等デイサービスに係るものをいう。以下同じ。）と

みなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型基準条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、１８人）以下とすること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の２分の１に相当する人数から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型基準条例第８７条第２項第１号又は第１９６条第２項第１号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑷　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの

利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型基準条例第８３条又は第１９２条に規定する基準を満たしていること。

⑸　この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第９８条　第８４条第２項から第６項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第５章　短期入所

第１節　基本方針

第９９条　短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１００条　法第５条第８項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に

応じ、当該各号に定める数とする。

⑴　指定障害者支援施設その他の法第５条第８項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

⑵　第１３６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第２５条第７号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第１８２条第１項に規定する指定共同生活援助事業者又は第２００条第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　指定短期入所と同時に第１３５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第２５条第７号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第１８１条に規定する指定共同生活援助又は第１９８条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第１３６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第１８２条第１項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第２００条第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。））の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援

員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める数

(ｱ)　当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上

(ｲ)　当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　法第５条第８項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1)　入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2)　指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ｱ)又は(ｲ)

に定める数

(ｱ)　当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上

(ｲ)　当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

３　併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1)　指定生活介護事業所、第１２５条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第１３６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第１４８条第１項に規定する指定就労移行支援事業所、第１５９条第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所（第１７２条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第１８２条第１項に規定する指定共同生活援助事業所、第２００条第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合　ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　指定生活介護、第１２４条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第１３５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第１５８条に規定する指定就労継続支援Ａ型、第１７２条に規定する指定就労継続支援Ｂ型、第１８１条に規定する指定共同生活援助、第１９８条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合にお

いて、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める数

(ｱ)　当該日の利用者の数が６以下　１以上

(ｲ)　当該日の利用者の数が７以上　１に当該日の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

(2)　指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合　前号イの(ｱ)又は(ｲ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イの(ｱ)又は(ｲ)に定める数

（準用）

第１０１条　第５２条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第１０２条　指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第５条第８項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

２　併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第５条第８項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

３　空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

４　単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を

設けなければならない。

５　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　一の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　地階に設けてはならないこと。

ウ　利用者１人当たりの床面積は、収納設備等を除き８平方メートル以上とすること。

エ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　食堂

ア　食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ　必要な備品を備えること。

⑶　浴室　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　洗面所

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　利用者の特性に応じたものであること。

⑸　便所

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　利用者の特性に応じたものであること。

第４節　運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第１０３条　指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

２　指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービ

ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第１０４条　指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

２　指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第１０５条　指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定短期入所事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　光熱水費

⑶　日用品費

⑷　前３号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号及び第２号に掲げる費用については、基準省令第１２０条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定短期入所事業者は、第１項から第３項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

６　指定短期入所事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第１０６条　指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

２　指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

３　指定短期入所事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その結果を利用者及びその家族に周知しなければならない。

４　指定短期入所事業者は、前項に掲げるもののほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（サービスの提供）

第１０７条　指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

２　指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、

当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

４　指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

５　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

（運営規程）

第１０８条　指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第１００条第２項の規定の適用を受ける施設にあっては、第３号を除く。）に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　利用定員

⑷　指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

⑸　サービス利用に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

⑽　その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第１０９条　指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

⑵　空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（第１８２条第１項に規定する指定共同生活援助事業所又は第２００条第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

⑶　単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第１１０条　第１０条、第１２条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３０条、第３７条から第４３条まで、第６２条、第６８条、第７０条、第７２条、第７５条、第７６条、第８８条、第８９条及び第９２条から第９４条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１０８条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１０５条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１０５条第２項」と、第９４条中「前条」とあるのは「第１１０条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第１１１条　短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる

通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型基準条例第８３条第５項又は第１９２条第６項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）の３分の１に相当する人数から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）までの範囲内とすること。

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型基準条例第８７条第２項第２号ウ又は第１９６条第２項第２号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積がおおむね７．４３平方メートル以上であること。

⑷　基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを

提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第１１２条　第１０５条第２項から第６項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第６章　重度障害者等包括支援

第１節　基本方針

第１１３条　重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１１４条　指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第１１７条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を１以上置かなければならない。

３　前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第１２７条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

４　第２項のサービス提供責任者のうち、１人以上は、専任かつ常勤でなければなら

ない。

（準用）

第１１５条　第７条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第１１６条　第９条第１項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（実施主体）

第１１７条　指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（事業所の体制）

第１１８条　指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、２以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

３　指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第１１９条　指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年鳥取市条例第５７号）又は鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年鳥取市条例第５８号）に規定する基準を満たさなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

３　指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第１２０条　指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第１項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

３　指定重度障害者等包括支援事業者は、自らその提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その結果を利用者及びその家族に周知しなければならない。

４　指定重度障害者等包括支援事業者は、前項に掲げるもののほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（サービス利用計画の作成）

第１２１条　サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」

という。）を作成しなければならない。

２　サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

３　サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

４　サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

５　第１項から第３項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

（運営規程）

第１２２条　指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

⑷　指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　事業の主たる対象とする利用者

⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

⑼　その他運営に関する重要事項

（準用）

第１２３条　第１０条から第２２条まで、第２４条、第２９条、第３０条、第３５条から第４３条まで及び第６８条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１２２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１２３条において準用する次条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１２３条において準用する第２２条第２項」と読み替えるものとする。

第７章　自立訓練（機能訓練）

第１節　基本方針

第１２４条　自立訓練（機能訓練）（規則第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第６条の７第１号に規定する者に対して、規則第６条の６第１号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１２５条　指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

エ　生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

⑵　サービス管理責任者　指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が６０以下　１以上

イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

３　第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第１項第１号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

５　第１項、第２項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

６　第１項第１号の看護職員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

７　第１項第１号の生活支援員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

８　第１項第２号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならな

い。

（準用）

第１２６条　第５２条及び第８１条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第１２７条　第８３条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第１２８条　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　日用品費

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号に掲げる費用については、基準省令第１５９条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第１項から第３項までに係る費用の額の支

払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

６　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第１２９条　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

２　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

３　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時１人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

４　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第１３０条　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第１４８条第１項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

２　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第１３１条　第１０条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７５条から第７７条まで及び第８８条から第９４条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１３１条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１２８条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１２８条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１３１条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１３１条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第１３１条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１３１条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１３１条において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第１３１条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１３１条」と、第９１条中「第９４条」とあるのは「第１３１条において準用する第９４条」と、第９４条中「前条」とあるのは「第１３１条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第１３２条　自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第２１１条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

⑵　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

⑶　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑷　基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第１３３条　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活

訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とすること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の２分の１に相当する人数から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑷　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの

利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１４５条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型基準条例第８３条又は第１９２条に規定する基準を満たしていること。

⑸　この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第１３４条　第１２８条第２項から第６項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第８章　自立訓練（生活訓練）

第１節　基本方針

第１３５条　自立訓練（生活訓練）（規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第６条の７第２号に規定する者に対して、規則第６条の６第２号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１３６条　指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）

事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　生活支援員　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を６で除した数とイに掲げる利用者の数を１０で除した数の合計数以上

ア　イに掲げる利用者以外の利用者

イ　指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、規則第２５条第７号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

⑵　地域移行支援員　指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、１以上

⑶　サービス管理責任者　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が６０以下　１以上

イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第１号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ１以上とする。

３　指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前２項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

４　第１項（第２項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の

平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

５　第１項及び第２項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

６　第１項第１号又は第２項の生活支援員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

７　第１項第３号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第１３７条　第５２条及び第８１条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第１３８条　指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

３　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第１項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に

あっては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

⑴　居室

ア　一の居室の定員は、１人とすること。

イ　一の居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上とすること。

⑵　浴室　利用者の特性に応じたものであること。

４　第１項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

５　第１項及び第３項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第４節　運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第１３９条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を、指定宿泊型自立訓練の提供の都度記録しなければならない。

３　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前２項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第１４０条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額

の支払を受けるものとする。

2　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　日用品費

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第１項及び第２項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　光熱水費

⑶　居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　日用品費

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5　第３項第１号及び前項第１号から第３号までに掲げる費用については、基準省令

第１７０条第５項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

６　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第１項から第４項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

７　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第３項及び第４項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第１４１条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（記録の整備）

第１４２条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に定めるところにより保存しておかなければならない。

⑴　決算書類　３０年間

⑵　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　１０年間

⑶　前２号に掲げる書類以外の記録　５年間

２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から５年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第６０条第１項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

⑵　第１３９条第１項及び第２項に規定するサービスの提供の記録

⑶　次条において準用する第９０条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第７５条第２項に規定する身体的拘束等の記録

⑸　次条において準用する第４０条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第１４３条　第１０条から第１９条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７５条、第７６条、第８８条から第９４条まで、第１２９条及び第１３０条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１４３条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１４０条第１項から第４項まで」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１４０条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１４３条に

おいて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１４３条において準用する前条」と、第９１条中「第９４条」とあるのは「第１４３条において準用する第９４条」と、第９４条中「前条」とあるのは「第１４３条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第１４４条　自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第２１１条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

⑵　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

⑶　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑷　基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第１４５条　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とすること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下

この号において同じ。）を登録定員の２分の１に相当する人数から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑷　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１３３条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号の規定に基づき県が条例で定めるところにより基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型基準条例第８３条又は第１９２条に規定する基準を満たしていること。

⑸　この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第１４６条　第１２８条第２項から第６項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓

練）の事業について準用する。

第９章　就労移行支援

第１節　基本方針

第１４７条　就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第６条の９に規定する者に対して、規則第６条の８に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１４８条　指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員及び生活支援員

ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

⑵　就労支援員　指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を１５で除した数以上

⑶　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が６０以下　１以上

イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤でなければならない。

５　第１項第２号の就労支援員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

６　第１項第３号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第１４９条　前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和２６年文部省令・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員及び生活支援員

ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を１０で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

⑵　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が６０以下　１以上

イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の従業者及びその員数については、前条第２項から第４項まで及び第６項の規定を準用する。

（準用）

第１５０条　第５２条及び第８１条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第８１条の規定は、適用しない。

第３節　設備に関する基準

（認定指定就労移行支援事業所の設備）

第１５１条　次条において準用する第８３条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（準用）

第１５２条　第８３条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（実習の実施）

第１５３条　指定就労移行支援事業者は、利用者が第１５７条において準用する第６０条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

２　指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和５３年法律第１２３号）第２７条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第１５４条　指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利

用者が行う求職活動を支援しなければならない。

２　指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第１５５条　指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第１５６条　指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

（準用）

第１５７条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７５条から第７７条まで、第８６条から第９４条まで、第１２８条、第１２９条及び第１４１条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１５７条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１５７条において準用する第１２８条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１５７条において準用する第１２８条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１５７条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１５７条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第１５７条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第５５条

第１項」とあるのは「第１５７条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１５７条において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第１５７条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１５７条」と、第９１条中「第９４条」とあるのは「第１５７条において準用する第９４条」と、第９４条中「前条」とあるのは「第１５７条において準用する前条」と、第１４１条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第１８４条において準用する基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第１８４条において準用する基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

第１０章　就労継続支援Ａ型

第１節　基本方針

第１５８条　規則第６条の１０第１号に規定する就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ａ型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１５９条　指定就労継続支援Ａ型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援Ａ型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援Ａ型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員及び生活支援員

ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を１０で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上とする。

⑵　サービス管理責任者　指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が６０以下　１以上

イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援Ａ型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤でなければならない。

５　第１項第２号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第１６０条　第５２条及び第８１条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第１６１条　指定就労継続支援Ａ型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

３　第１項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

４　第１項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

５　第１項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援Ａ型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第４節　運営に関する基準

（実施主体）

第１６２条　指定就労継続支援Ａ型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援Ａ型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

第１６３条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援Ａ型事業者（多機能型により第１７２条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を一体的に行う者を除く。）は、規則第６条の１０第２号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ

型を提供することができる。

（就労）

第１６４条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

（賃金及び工賃）

第１６５条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、第１６３条第１項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、第１６３条第２項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

５　第３項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる

１月あたりの工賃の平均額は、３，０００円を下回ってはならない。

６　賃金及び第３項に規定する工賃の支払については、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（実習の実施）

第１６６条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が第１７１条において準用する第６０条の就労継続支援Ａ型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第１６７条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第１６８条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び従業者以外の者の雇用）

第１６９条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援Ａ型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

⑴　利用定員が１０人以上２０人以下　利用定員に１００分の５０を乗じて得た数

⑵　利用定員が２１人以上３０人以下　１０又は利用定員に１００分の４０を乗じて得た数のいずれか多い数

⑶　利用定員が３１人以上　１２又は利用定員に１００分の３０を乗じて得た数のいずれか多い数

（運営規程）

第１７０条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　利用定員

⑸　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑹　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第１６５条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

⑺　通常の事業の実施地域

⑻　サービスの利用に当たっての留意事項

⑼　緊急時等における対応方法

⑽　非常災害対策

⑾　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

⑿　虐待の防止のための措置に関する事項

⒀　その他運営に関する重要事項

（準用）

第１７１条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第

７０条から第７２条まで、第７５条から第７７条まで、第８８条から第９０条まで、第９２条から第９４条まで、第１２８条及び第１２９条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１７０条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１７１条において準用する第１２８条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１７１条において準用する第１２８条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１７１条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１７１条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第１７１条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１７１条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１７１条において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第１７１条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１７１条」と、第９４条中「前条」とあるのは「第１７１条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第１１章　就労継続支援Ｂ型

第１節　基本方針

第１７２条　規則第６条の１０第２号に規定する就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（準用）

第１７３条　第５２条、第８１条及び第１５９条の規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第１７４条　第１６１条の規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（工賃の支払等）

第１７５条　指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援Ｂ型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

２　前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額（第４項において「工賃の平均額」という。）は、３，０００円を下回ってはならない。

３　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

４　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

（準用）

第１７６条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７５条から第７７条まで、第８６条、第８８条から第９４条まで、第１２８条、第１２９条及び第１６６条から第１６８条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１７６条において準用する第９１条」と、第２１

条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１７６条において準用する第１２８条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１７６条において準用する第１２８条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１７６条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１７６条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第１７６条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１７６条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１７６条において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第１７６条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１７６条」と、第９１条中「第９４条」とあるのは「第１７６条において準用する第９４条」と、第９４条中「前条」とあるのは「第１７６条において準用する前条」と、第１６６条第１項中「第１７１条」とあるのは「第１７６条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（実施主体等）

第１７７条　就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービス（第２１１条に規定する特定基準該当就労継続支援Ｂ型を除く。以下「基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援Ｂ型事業者」という。）は、社会福祉法第２条第２項第７号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３８条第１項第４号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

２　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援Ｂ型事業所」という。）ごとに、鳥取市保護施設

及び授産施設に関する条例（平成２９年鳥取市条例第６１号）別表第２職員の配置の項第１項に掲げる職員のうちから１人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

３　基準該当就労継続支援Ｂ型事業所は、前項の条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

（運営規程）

第１７８条　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、基準該当就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　基準該当就労継続支援Ｂ型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑸　サービスの利用に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

⑽　その他運営に関する重要事項

（工賃の支払）

第１７９条　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

２　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（準用）

第１８０条　第１０条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条（第１項を除く。）、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５２条、第５９条から第６２条まで、第７０条、第７２条、第７５条から第７７条まで、第８６条、第８９条、第９０条、第９２条から第９４条まで、第１２８条（第１項を除く。）、第１２９条、第１６６条から第１６８条まで及び第１７２条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１７８条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１８０条において準用する第１２８条第２項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１８０条において準用する第１２８条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１８０条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１８０条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第１８０条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１８０条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１８０条において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第１８０条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１８０条」と、第９４条中「前条」とあるのは「第１８０条において準用する前条」と、第１６６条第１項中「第１７１条」とあるのは「第１８０条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

第１２章　共同生活援助

第１節　基本方針

第１８１条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１８２条　指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

⑵　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成２６年厚生労働省令第５号。以下この号において「区分省令」という。）第１条第４号に規定する区分３に該当する利用者の数を９で除した数

イ　区分省令第１条第５号に規定する区分４に該当する利用者の数を６で除した数

ウ　区分省令第１条第６号に規定する区分５に該当する利用者の数を４で除した数

エ　区分省令第１条第７号に規定する区分６に該当する利用者の数を２．５で除した数

⑶　サービス管理責任者　指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が３０以下　１以上

イ　利用者の数が３１以上　１に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第１８３条　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

２　指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第１８４条　指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

２　指定共同生活援助事業所は、１以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第４項から第６項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型

住居の入居定員の合計は４人以上とする。

３　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

４　共同生活住居は、その入居定員を２人以上１０人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を２人以上２０人（市長が特に必要があると認めるときは３０人）以下とすることができる。

５　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を２人以上３０人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

６　共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、次に掲げる設備を設けなければならない。

⑴　食堂

⑵　便所

⑶　浴室

⑷　その他日常生活を営む上で必要な設備

７　ユニットの入居定員は、２人以上１０人以下とする。

８　ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

⑴　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

⑵　一の居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上とすること。

９　サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

⑴　入居定員を１人とすること。

⑵　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

⑶　居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上とすること。

第４節　運営に関する基準

（入退居）

第１８５条　指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

２　指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

４　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第１８６条　指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第１８７条　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定共同生活援助事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助

において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食材料費

⑵　家賃（法第３４条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第２項において準用する法第２９条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第３４条第２項において準用する法第２９条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

⑶　光熱水費

⑷　日用品費

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

４　指定共同生活援助事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

５　指定共同生活援助事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第１８８条　指定共同生活援助事業者は、第１９７条において読み替えて準用する第６０条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなけれ

ばならない。

２　指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

３　指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定共同生活援助事業者は、自らその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その結果を利用者及びその家族に周知しなければならない。

５　指定共同生活援助事業者は、前項に掲げるもののほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第１８９条　サービス管理責任者は、第１９７条において準用する第６０条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

⑶　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

⑷　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（介護及び家事等）

第１９０条　介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

２　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第１９１条　指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第１９２条　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　入居定員

⑷　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑸　入居に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

⑽　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１９３条　指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

４　指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

５　指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（支援体制の確保）

第１９４条　指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第１９５条　指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並び

に居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第１９６条　指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（準用）

第１９７条　第１０条、第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７５条から第７７条まで、第９０条、第９２条、第９４条及び第１４１条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１８７条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１８７条第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第１９７条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９７条において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９７条において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第１９７条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１９７条」と、第９４条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第１９６条第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１４１条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同

条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第５節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第１９８条　第１節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第２０８条において読み替えて準用する第６０条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第２００条第１項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第１９９条　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければな

らない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第２００条　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　世話人　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

⑵　サービス管理責任者　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が３０以下　１以上

イ　利用者の数が３１以上　１に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第２０１条　第１８３条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第３款　設備に関する基準

（準用）

第２０２条　第１８４条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第４款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第２０３条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第２０５条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

２　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第７７条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

第２０４条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

２　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第２０５条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　入居定員

⑷　外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑸　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

⑹　入居に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　非常災害対策

⑼　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他運営に関する重要事項

（受託居宅介護サービス事業者への委託）

第２０６条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

２　受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

３　受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

４　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第１項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

５　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

６　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業

務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第２０７条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

３　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

４　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第２０８条　第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７５条から第７７条まで、第９０条、第９２条、第９４条、第１４１条、第１８５条から第１８９条まで、第１９０条、第１９１条及び第１９４条から第１９６条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第２０８条において準用する第１８７条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第２０８条において準用する第１８７条第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第２０８条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第

２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０８条において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０８条において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第２０８条において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第２０８条」と、第９４条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２０８条において準用する第１９６条第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１４１条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第１９０条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第１３章　多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第２０９条　多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第５条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第５６条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第６６条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業

所の利用定員数の合計が２０人未満である場合は、第８０条第６項、第１２５条第６項及び第７項、第１３６条第６項、第１４８条第４項及び第５項並びに第１５９条第４項（第１７３条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、１人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

２　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第８０条第１項第３号及び第７項、第１２５条第１項第２号及び第８項、第１３６条第１項第３号及び第７項、第１４８条第１項第３号及び第６項並びに第１５９条第１項第２号及び第５項（これらの規定を第１７３条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第２１５条第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

⑴　利用者の数の合計が６０以下　１以上

⑵　利用者の数の合計が６１以上　１に、利用者の数の合計が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（設備の特例）

第２１０条　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第１４章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第２１１条　離島その他の地域であって基準省令第２１９条の規定に基づき厚生労働

大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第２１５条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第２１２条　特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）

⑵　看護職員　１以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

⑶　理学療法士又は作業療法士　１以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

⑷　生活支援員　常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を６で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を１０で除して得た数の合計数以上

ア　特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

イ　特定基準該当就労継続支援Ｂ型の利用者

⑸　職業指導員　１以上（特定基準該当就労継続支援Ｂ型を提供する事業所に限る。）

⑹　サービス管理責任者　１以上

２　前項第３号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

３　第１項第４号の生活支援員のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

４　第１項第６号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

第２１３条　特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（利用定員）

第２１４条　特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を１０人以上とする。

（準用）

第２１５条　第１０条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条第２項、第２９条、第３７条から第４２条まで、第５９条から第６１条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７７条、第８３条、第９１

条（第１０号を除く。）及び第９４条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第２１５条第１項において準用する第９１条」と、第１６条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第２１５条第２項において準用する第８４条第２項及び第３項、第２１５条第３項及び第５項において準用する第１２８条第２項及び第３項並びに第２１５条第４項において準用する第１４０条第２項及び第３項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第２１５条第２項において準用する第８４条第２項、第２１５条第３項及び第５項において準用する第１２８条第２項並びに第２１５条第４項において準用する第１４０条第２項」と、第３７条第３項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第４２条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第２１５条第１項において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、３月）」と、第６１条中「前条」とあるのは「第２１５条第１項において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第２１５条第１項において準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２１５条第１項において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２１５条第２項から第５項までにおいて準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第２１５条第１項にお

いて準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第２１５条第１項」と、第９４条中「前条」とあるのは「第２１５条第２項から第５項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

２　第６２条、第７５条、第７６条、第７９条、第８４条（第１項を除く。）、第８５条（第５項を除く。）、第８６条から第９０条まで、第９２条及び第９３条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第７９条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第８４条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第８５条第６項及び第８８条第５項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第９２条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

３　第６２条、第７５条、第７６条、第８８条から第９０条まで、第９２条、第９３条、第１２４条、第１２８条（第１項を除く。）、第１２９条（第３項を除く。）及び第１３０条第２項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第８８条第５項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第９２条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第１２４条中「自立訓練（機能訓練）（規則第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第１２８条中「指定自立訓練（機能

訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練)」と、第１２９条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

４　第６２条、第７５条、第７６条、第８８条から第９０条まで、第９２条、第９３条、第１２９条（第３項を除く。)、第１３０条第２項、第１３５条及び第１４０条（第１項及び第４項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練)」と、第８８条第５項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第９２条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第１２９条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第１３５条中「自立訓練（生活訓練)（規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練)」と、第１４０条中「指定自立訓練（生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練)」と読み替えるものとする。

５　第６２条、第７５条、第７６条、第８６条、第８８条から第９０条まで、第９２条、第９３条、第１２８条（第１項を除く。)、第１２９条（第３項を除く。)、第１６６条から第１６８条まで、第１７２条及び第１７５条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援Ｂ型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と、第８８条第５項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第９２条第２項

中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第１２８条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と、第１２９条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第１６６条第１項中「第１７１条」とあるのは「第２１５条第１項」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第１７２条中「規則第６条の１０第２号に規定する就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

第２条　当分の間、基準省令附則第４条第１項第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（以下この条において単に「厚生労働大臣が定める者」という。）に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第８０条第１項第２号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

⑴　次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数

ア　平均障害支援区分が４未満　利用者の数を６で除した数

イ　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数

ウ　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数

⑵　厚生労働大臣が定める者である利用者の数を１０で除した数

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合

の同項の利用者の数は、推定数による。

（地域移行支援型ホームの特例）

第３条　次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、平成３７年３月３１日までの間、第１８４条第１項（第２０２条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下これらを「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

⑴　市における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下これらを「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において、法第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画において定める市の指定共同生活援助等の必要な量に満たない場合において事業を行うものであること。

⑵　当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

２　前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第１８４条第２項から第９項まで（第２０２条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第１８４条第２項中「４人以上」とあるのは、「４人以上３０人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

第４条　地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

第５条　地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、２年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

第６条　地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支

援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

第７条　地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第１９７条又は第２０８条において準用する第６０条の規定を適用する場合においては、同条第２項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第５条に定める期間内に附則第６条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第４項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

第８条　地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

２　地域移行支援型ホーム事業者は、法第８９条の３第１項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（指定共同生活援助に係る経過措置）

第９条　平成２６年４月１日前において地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第５１号）第２条の規定による改正前の法第４条第１６項に規定する共同生活援助に

係る指定障害福祉サービスを行っていた事業所（同日以後引き続き第１９８条に規定する事業を行うものに限る。）について第２００条の規定を適用する場合は、当分の間、同条第１項第１号中「６」とあるのは「１０」とする。